

○財務省告示第二百七十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十二年七月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年八月五日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 法律及びその条項の適用等	四 発行方法	五 募入決定の方法	六 発行額
利付国庫債券（十年）（第二百七十四回、第二百八十一回、第二百八十二回、第二百八十四回及び第二百八十五回）及び利付国庫債券（二十年）（第六十回、第六十二回、第七十四回及び第七十九回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。 額面金額で二千九百九十七億円 内訳（別表のとおり）					

十四

利

子

中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期と、算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(次号において規定する期日について同じ)。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五
十六
十七

十八

償還期限
償還金額
入札の基
準とする
各発行対
象国債の
利息
元利支

(別表のとおり)

額面金額(百円につき百円)

平成二十二年七月十六日付で

本証券業協会が発した公社債

店頭売買参考統計値表に掲載さ

れた各発行対象国債の平均値の

単利回りとする。

日本銀行

十九 払場所 入札参加 財務大臣から通知を受けた者
 二十 払込期日 平成二十二年七月二十二日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額)
利付国庫債券 (第十回)	一・五%	平成二二年七月二十七	九百十九億
利付国庫債券 (第十回)	二・〇%	平成二二年八月二十八	十九億
利付国庫債券 (第十回)	一・七%	平成二二年八月二十八	十九億
利付国庫債券 (第十回)	一・七%	平成二二年八月二十八	百五十億
利付国庫債券 (第十回)	一・七%	平成二二年八月二十八	千二百十四億
利付国庫債券 (第十回)	一・四%	平成二二年八月二十八	八十六億
利付国庫債券 (第十回)	〇・八%	平成二二年八月二十八	百二十億
利付国庫債券 (第十回)	二・一%	平成二二年八月二十八	二百八十億

（（利 第二付 七十国 十年庫 九）債 回 券 ）	二 ・ 〇 %	日 年 平 六 成 月 三 二 十 七	百 九 十 億 円
---	------------------	---------------------------------	-----------------------